

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

いわき緑化興業株式会社
福島県いわき市植田町南町2-5-4

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和3年4月28日～令和3年5月27日（1ヵ月）

東北区域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

3 指名停止理由

いわき緑化興業株式会社は、平成30年8月から平成31年3月に施工した福島県発注工事において、請負金額が建設業法施行令で定める金額(3,500万円)以上であるため、現場に配置する主任技術者は専任でなければならないにも関わらず、営業所に常勤して専らその職務に従事すべき営業所の専任技術者を配置していたため、建設業法第7条第2号及び第26条第3項に違反するとして、福島県知事から令和2年12月24日に指示処分を受けた。

このことが、農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第13号(建設業法違反行為)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
(建設業法違反行為) 13 当該区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内